

(11) 共同研究講座等教員の新設について

これまで「特任教員」に含めていた共同研究講座及び共同研究部門規則の規定に基づいて雇用される教員を「共同研究講座等教員」として分離、定義する教育研究系契約職員の任免・給与及び労働時間・休日・休暇に関する規則の改定で、異議はありません。

(12) 学校教育法の改定等への対応について

改定学校教育法が2015年4月1日に施行されることに対応する職員就業規則、船員就業規則、契約職員就業規則、職員任免規則、教員のサバティカル研修に関する規則、教育研究系契約職員の任免・給与及び労働時間・休日・休暇に関する規則の各改定になります。

これまで、教授その他の研究者により構成される教授会が「大学の学問の自由と自治」の根幹を担って来ました。そして、その具体化として、教授会において入学・卒業の判定や、学位の授与、教育課程の編成、予算、採用・昇任等の教員人事、学部長等の選考、学生の身分等の教育・研究に関する重要な事項についての実質的な審議・決定権を有して来ました。

しかしながら、この度の改定学校教育法は、これらの審議・決定権を教授会から取りあげて学長等へ移し、教授会を単なる学長等の諮問機関とすることにより、教育・研究活動における大学教員の本源的かつ主体的・自発的な参加・参画権を否定しようとするものです。それは、今後、大学教員が教育・研究に関して主体性を持って取り組めなくなることを意味し、日本国憲法第23条の「学問の自由」に反するとともに、大学教員の専門性と民主制を基礎として真理を探求し、社会発展に寄与する大学本来のあり方を否定するものと言えます。

大学側が広島大学教職員組合との交渉を通じて表現を変更した点は評価しますが、当該改定学校教育法の施行に対応したそれら諸規則の改定には反対です。

なお、「教員のサバティカル研修に関する規則」に関して、第5条第4項で「(次項において「必要な事項」という。)」という文言を挿入していますが、これは非常にわかりにくく、むしろ第4項は修正せず、第5項の挿入句である「必要な事項について、」を「前項に掲げる事項のすべてについて、」とし、「前項の教授会等の議を経て」を「前項の教授会等の議を経たものを」とすべきであると考えます。

(13) クロスアポイントメント制度の導入について

クロスアポイントメント制度の導入を図るための職員就業規則、契約職員就業規則、職員出向規則の各改定、及び、クロスアポイントメント制度に関する規則の制定ですが、本制度により出向し、あるいは受け入れる職員の労働時間や労働量の管理が十分に設計されていないと考えますので、反対です。

(14) 教員の任期に関する規則の改定について

大学院理学研究科附属の教育研究施設において、研究開発力強化法（略称）による労働契約法第18条（無期契約への転換）の特例を適用する助教を配置するための教員の任期に関する規則の改定です。基本的に、常勤教員に任期をつけることに関しては、反対です。

(15) その他の改定について

①職員給与規則のその他の改定について

医療職本給表初任給基準表の「歯科技工士」における短大卒の区分の設定、管理職手当の適用職位名の修正、及び、その他の改定で、異議はありません。

②年俸制職員給与規則のその他の改定について

管理職手当の適用職位名の修正で、異議はありません。

③職員の労働時間、休日及び休暇等に関する規則の改定について

1月以内の変形労働時間制の適用となっている栄養管理部所属の栄養士に係る業務実態に応じた労働時間・休憩時間の改定、及び、その他の改定で、異議はありません。

④教育研究系契約職員の任免・給与及び労働時間・休日・休暇に関する規則のその他の改定について

年俸制職員給与規則に合わせた年俸制適用特任教員の本給表の改定であり、異議はありません。

⑤事務・技術系契約職員の任免・給与及び労働時間・休日・休暇に関する規則のその他の改定について

1月以内の変形労働時間制の適用となっている栄養管理部所属の契約栄養士、契約病院調理師、契約病院調理員についての各々の業務実態に応じた労働時間・休憩時間の改定、及び、その他の改定で、異議はありません。

広島大学練習船豊潮丸事業場
広島大学教職員組合
執行委員長 吉田 修

あなたの加入を歓迎します！

*組合費（1ヶ月分）（ボーナスからは徴収なし）

本給 × 0.5%

【常勤職員】

300 ~ 500 円

【契約・非常勤職員／その他】

300 ~ 500 円

*各支部費（単位 円／1ヶ月分）

事務 0 / 図書 0 / 総合科学 50 / 文学 50 / 教育 100 / 社会科学 50 /
理学 30 / 大学病院・霞 150 / 工学 0 / 生物生産 (常勤) 300 · (契約) 100 /
国際 0 / 附属中・高 50 / 附属小 0 / 附属東雲 0 / 附属福山 100 /
附属三原幼・小・中 0

2015年4月現在

組合加入はこちらまで！

加入申込用紙をご希望の方は右記までお申込ください。（ホームページからでも用紙は入手できます。）

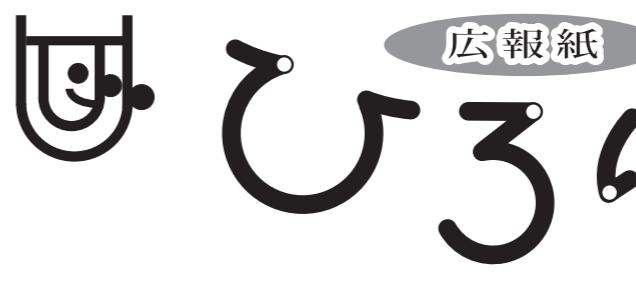
<http://home.hiroshima-u.ac.jp/union/>

東広島事務所（本部）平日 9:00 ~ 18:45

〒739-0046 東広島市鏡山1-7-2（広大西口）
内線（東広島84）5390 TEL/FAX 082-422-7556
メールアドレス union@hiroshima-u.ac.jp

内線番号は東広島以外の地区からは84をつけてかけてください。

広島大学で働くみなさまへ



No. 59

2015年4月28日発行

配布対象 広大全教職員

広島大学教職員組合

〒739-0046 東広島市鏡山1-7-2（広大西口）
内線（東広島84）5390 TEL/FAX 082-422-7556
メールアドレス union@hiroshima-u.ac.jp

ホームページ <http://home.hiroshima-u.ac.jp/union/>

【ニュース】

- 労働組合に入りましょう!!
- 給与規則改定案等に対する意見書

以下は、組合霞支部が作成した、新規に採用された教職員へ組合加入を呼びかけるチラシからの抜粋です。（小裁）

みなさんは今日から広島大学の労働者です。

組合は、働き続けたいというあなたの願いを支援します。

少しずつでも働きやすく、働きがいのある職場にしていくために
みんなで考え動いていきます。・・・それが労働組合です。

今日職場から帰るときにケガをし、急に休まなくてはいけないかもしれません。
明日働いていて何かが起こるかもしれません。

職務上のミスをして個人責任を問われるようなことがあるかもしれません。
説明もなく一方的に雇用にかかわる重要なことを言い渡されるかもしれません。
そんな時、どうしますか？

どうしていいかわからないような事が起こったときに
「組合を通して言ってください」と言えるように、
「組合に相談してみよう！」と思えるように、組合員になっておきましょう。

労働者たったひとりというのは、とっても弱いものです。

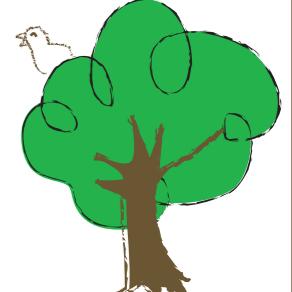
大小さまざまな悩みごと困りごと、出口が見えないような出来事も起きてきます。
そんな時に頼りになるのが労働組合。

広大に唯一ある労働組合が、広島大学教職員組合です。

あなたの前に素敵な道が開けるように



労働組合に入りましょう !!



現代社会では、使用者（大字）が経営権や制度・規則の制定権を持っており、また、労働者に対する業務命令権も持っています。この関係下では、労働者は弱い立場に置かれています。まして、労働者の個々人がバラバラではなお更です。一人では、知識・経験の蓄積においても交渉力においても、組織として対応する使用者側と対等に渡り合うことは非常に困難です。

労働組合法によって種々の権限が付与されている組織です。ここでは、大学の業務組織における職位や指揮命令系統とは関わりなく、加入する労働者はすべて平等な立場になります。つまり、加入する労働者一人一人が組織の主人公です。

また、労働組合法により、教職員組合からの交渉要求に対しても使用者は誠実にそれに応じる義務があります。そして、労働者が教職員組合に加入していることをもって、その労働者に対し他の労働者と比べて不利益な扱いをすることは禁止されています。

一人で抱え込んで悩んでいることを、組合に相談し、他の組合員と一緒に考え、その解決に向けて一緒に動くことができます。

教職員組合にはいろんな職種や職場、異なる立場の人たちがたくさんいますから、他の職場の状況を聞いたり、他の人の考え方を聞いたりして、自分の抱える問題より客観的に検討することが可能になります。

また、給与や労働時間等の問題だけでなく、職場におけるハラスメント等も非常に重要な問題です。職場や働くことに関する問題は何でも相談して下さい。職場では言いにくいことも、教職員組合では職種の垣根を越えて何でも言えることが可能です。

そして、組合に入れば、組合が代理で交渉できます。大学に対して改善や解決を求める問題については、団体交渉で追求し、要求の実現に向けて動きます。

広島大学教職員組合への加入を

●組合への加入で何が変わるか？

现代社会では、使用者（大字）が経営権や制度・規則の制定権を持っており、また、労働者に対する業務命令権も持っています。この関係下では、労働者は弱い立場に置かれています。まして、労働者の個々人がバラバラではなお更です。一人では、知識・経験の蓄積においても交渉力においても、組織として対応する使用者側と対等に渡り合うことは非常に困難です。

労働組合法によって種々の権限が付与されている組織です。ここでは、大学の業務組織における職位や指揮命令系統とは関わりなく、加入する労働者はすべて平等な立場になります。つまり、加入する労働者一人一人が組織の主人公です。

また、労働組合法により、教職員組合からの交渉要求に対しても使用者は誠実にそれに応じる義務があります。そして、労働者が教職員組合に加入していることをもって、その労働者に対し他の労働者と比べて不利益な扱いをすることは禁止されています。

一人で抱え込んで悩んでいることを、組合に相談し、他の組合員と一緒に考え、その解決に向けて一緒に動くことができます。

教職員組合にはいろんな職種や職場、異なる立場の人たちがたくさんいますから、他の職場の状況を聞いたり、他の人の考え方を聞いたりして、自分の抱える問題より客観的に検討することが可能になります。

また、給与や労働時間等の問題だけでなく、職場におけるハラスメント等も非常に重要な問題です。職場や働くことに関する問題は何でも相談して下さい。職場では言いにくいことも、教職員組合では職種の垣根を越えて何でも言えることが可能です。

そして、組合に入れば、組合が代理で交渉できます。大学に対して改善や解決を求める問題については、団体交渉で追求し、要求の実現に向けて動きます。

なぜ教職員組合が必要か？

広島大学には8つの事業場があり、教職員組合が労働者の過半数を組織しているかどうかは、この事業場単位で過半数か否かと

いうことになります。

教職員組合にその事業場の過半数の労働者が加入している場合は、使用者にとっては教職員組合の主張が労働者の過半数の主張になりますから、非常に大きな強い力となります。したがって、

いすれの事業場においても労働者の過半数の加入を目指します。

そのためにも、一人でも多くの方が教職員組合へ加入すること

を願います。加入者の増加は力の増加になります。

●より働きがいのある職場を

一九九〇年代から、働く人たちの労働環境・職場環境は大きく変遷してきました。時間と効率性・生産性に追われる日々の中で、いつの間にか人間関係でも余裕が無くなり、心身のストレスを蓄積するようになっています。

そうした社会の流れの中にある広島大学にあって、どのように職場と労働環境・労働条件をつくって行くかについて、労働者である教職員がまったく無力で、一切の関与ができるないものではありません。種々の制約は受けますが、しかし、その制約をどのように変え、あるいは、その中でどのような内容のものをつくるかにおいて、関与し、交渉し、より良い方向へ実現させて行くことが可能です。

例えば、改正労働契約法が一昨年四月から施行されました。期間を定めて雇用されている教職員にとって、それが自らの雇用契約にどのような影響を及ぼすかは重大な問題です。法律の趣旨は明瞭であっても、しかし、実際の雇用契約の方は使用者側と労働者側の交渉によって決まる部分が多くあります。かは教職員組合との団体交渉において実質的に決定していま

す。また、広島大学は国家公務員への人事院勧告に連動する対応を取っていますが、給与減額の場合にその代償措置をどうするかは教職員組合との団体交渉において実質的に決定していま

す。特別措置自体については、常勤職員には2015年1月1日の1号俸昇給抑制に係る今年度分代償措置を含めた一時金の支給で、契約職員には2014年12月1日の常勤職員本給改定並みの年間増額分を一時金として支給する内容となっています。これは、他の国立大学法人や社会状況等を考慮し、大学と広島大学教職員組合との交渉を経て取られたものである点を評価し、同意します。

2. 平成27年度の給与等の改定について

本来、独立法人である広島大学は自主的・自律的な労使関係の下で給与等の労働条件を主体的に決定すべきであり、大学自らが主体的に改定案を作成することを要望します。特に、「人事院勧告」を事実上引き写す給与の改定は、「人事院勧告」の基礎となっている調査のサンプル数の少なさや、業種の違い等から、広島大学職員の給与の決定としてはふさわしくなく、職員の利益が著しく損なわれていると考えます。それゆえ、「人事院勧告」を基礎とした給与の改定には基本的に反対です。以下、このことを前提として述べます。

(1) 本給月額の引き下げについて

2014年度「人事院勧告」に連動する常勤職員の本給引き下げ(平均2%)に関する職員給与規則の改定ですが、反対します。なお、当該「人事院勧告」は本給の引き下げに関連した「地域手当」の引き上げも内容としていますが、この「地域手当(特別調整手当)」引き上げについては提案が為されておらず、したがって大学側が主張する「人事院勧告」を基礎とした改定という点から見ても一貫したものとなっていない案と考えます。

(2) 本給月額の引き下げに伴う経過措置について

2014年度「人事院勧告」を受けた前号の本給引き下げに関する経過措置を職員給与規則の附則で規定する改定ですが、本給引き下げ自体が問題であるものの、職員の損失を一定程度補填する措置であり、経過措置自体には反対しません。なお、前号の本給引き下げを行なった場合は本経過措置で2015年12月末までは2015年3月時の本給が実質的に保障されるものになりますが、2016年1月1日の昇給以後では職員にとって大きな不利益が生じることとなり、適切な代償措置が取られることを求めます。

(3) 広域人事交流手当と単身赴任手当の引き上げについて

2014年度「人事院勧告」に連動する広域人事交流手当と単身赴任手当の引き上げに関する職員給与規則の改定ですが、これまで述べて来た問題があるものの、引き上げ自体には反対しません。

(4) 管理職員特別勤務手当支給対象業務の追加について

2014年度「人事院勧告」に連動する管理職員特別勤務手当支給対象業務の追加に関する職員給与規則、年俸制職員給与規則、事務・技術系契約職員の任免・給与及び労働時間・休日・休暇に関する規則の各改定ですが、これまで述べて来た問題があるものの、当該支給対象業務の追加自体には反対しません。

(5) 55歳超職員(上位級対象)の本給等の1.5%減額措置の廃止について

2014年度「人事院勧告」に連動し、55歳超職員(上位級対象)の本給等を1.5%減額して來た措置を2018年3月31日を以って廃止する職員給与規則(附則)の改定ですが、当該減額措置が2010年度「人事院勧告」に連動したものであった点も踏まえれば、これまで述べて来た問題が存在するものの、異議はありません。

(6) 退職手当の調整額の引き上げについて

国家公務員退職手当法の改定を参考にした、前記第1号の本給引き下げによる退職手当の減額を一定程度カバーするための退職手当の調整額の引き上げに関する職員退職手当規則の改定ですが、同様にこれまで述べて来た問題があるものの、当該調整額の引き上げ自体には反対しません。

ただし、当該調整額を支給する対象とならない第11号区分の職員が存在しており、当該職員は本給引き下げによる退職手当の減額について何らの補填も検討されていません。適切な対処が為されることを要望します。

なお、この度、第10号区分について、これまで対象から除外していた勤続24年以下の退職者も支給対象とするように修正されたことは評価します。

(7) 2006年度からの経過措置の廃止に係る代償措置(6割支給)の廃止について

2006年4月から実施した中高年層の本給水準の引き下げに伴う現給保障(差額支給)を2014年3月31日で以って廃止したことに対する代償措置(差額の6割支給)を廃止する職員給与規則の附則の改定ですが、当初の約束である「現給保障(差額支給)」を反故にすることに対して大学が示した「善意(差額の6割支給)」を消失させるものであり、また、職員にとって当該「差額の6割支給」が大きな金額となる者も存在することから、反対します。

(8) 月給制から年俸制への切り替えに伴う特例について

64歳・65歳年度に月給制から年俸制へ切り替える職員について、64歳年度に月給制の場合に受ける給与年額を保障することを年俸制職員給与規則の附則で規定する改定ですが、異議はありません。

(9) 契約職員・非常勤職員の交通用具使用者に係る通勤手当の引き上げについて

契約職員・非常勤職員の交通用具使用者に係る通勤手当を常勤職員に合わせて引き上げる教育研究系契約職員の任免・給与及び労働時間・休日・休暇に関する規則、事務・技術系契約職員の任免・給与及び労働時間・休日・休暇に関する規則、非常勤職員の任免・給与及び労働時間・休日・休暇に関する規則の各改定で、賛成します。

(10) パートタイム勤務の契約職員の私傷病による特別無給休暇の見直しについて

広島大学教職員組合の要求に基づく大学と同組合との交渉結果を受けた、パートタイム契約職員の私傷病による特別無給休暇の大幅な拡大に関する教育研究系契約職員の任免・給与及び労働時間・休日・休暇に関する規則、事務・技術系契約職員の任免・給与及び労働時間・休日・休暇に関する規則の各改定で、賛成です。

なお、当該休暇の有給化については今後の課題と考えます。

給与規則改定案等に対する意見書

毎年、4月には多くの諸規則類の改定(新設を含む。以下同じ)があります。そのため、年初から3月中旬までは頻繁に団体交渉を行ない、また、過半数代表(過半数組合を含む。以下同じ)の意見聴取の場が設定されて、大学からの改定案の説明とそれに対する過半数代表の質問や意見・要求等が行なわれています。組合と過半数代表の意見や要求等に対しては大学も一定の配慮を行ない、改定案の修正等を通じて3月下旬までには一応の区切りを迎えるように調整します。(ただし、問題によっては4月以降も継続交渉になります。)

そうした後、8事業場(地区)の過半数代表が改定案に対する「意見書」をそれぞれ大学へ提出し、大学は規則類の改定案に添えて「意見書」を役員会へ提出します。そして、改定が決定した後、大学は、規則類の改定を労働基準監督署へ届出する際にその「意見書」を添付します。

以下では、この度の諸規則類の改定に対して生物生産学部附属練習船豊潮丸事業場過半数代表の吉田修組合執行委員長が提出した「意見書」をご紹介します。

この度の諸規則類改定の概要も含めて、ご覧下さい。

広島大学長 浅原利正殿

2015年3月23日

広島大学職員給与規則改定案等に対する意見書

この度、大学側より示された職員給与規則改定案等について、練習船豊潮丸事業場の労働者の過半数を組織する組合の代表者として、以下、意見を述べます。

1. 平成26年度における給与の特別措置(一時金の支給に関する措置要項)について

本特別措置は、「人事院勧告」に連動して2015年1月1日付で行われた「1号俸昇給抑制」に関連して行われるものであり、その前提となる「1号俸昇給抑制」については、反対である旨を2014年12月22日付の意見書において表明しました。本